**海外からの一時帰国に伴う小・中学校への体験入学について**

海外生活をしているお子さんの帰国後の就学を円滑に行うため、現地の夏休み等に一時帰国した際、市内の公立小・中学校へ体験入学することができます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受入れを中止する場合がありますので、ご了承ください。

１　受入校及び受入学年

市内滞在先の学区、年齢相当の学年

２　体験入学期間

最大１か月

３　受付場所及び申込者
学校教育課で受付けます。申込みは保護者か滞在先のかたが行ってください。帰国前に行う場合は、メール又はFAXでの申込みも可能です。

**学校教育課が手続き**

**保護者等が行う手続き**

４　申込み手順

**受入れ希望日の１か月前まで**に、様式に必要事項を記入し深谷市教育委員会へ提出してください。メールまたはFAXでの提出も可とします。

体験入学申込書・誓約書の提出

帰　国　前

深谷市教育委員会と体験入学受入れ希望校との間で日程調整した後、申込者へ学校教育課から受入れの可否について連絡します。

申し込みに対する受入れ可否についての回答

申込者から受入れ予定校へ連絡していただき、日程、教科書等の準備、給食費や行事の費用等について打合せをお願いします。結核高まん延国等から入国する場合は、５　その他をご覧ください。

体験入学受入れ予定校への連絡

■提出書類

1. パスポートの写し
2. お子さんが病気・けが・対人対物に係る任意保険に加入していることが分かる書類
3. 住所を設定せず、ホテル等に滞在する場合は、宿泊券や旅行予定表等深谷市での滞在先が明らかになる書類
4. その他学校教育課が必要と認める書類

帰　国　後

教育委員会へ書類を提出

提出書類を受入れ校へ提供

学校教育課に提出された書類は、受入れ校へ提供しますのであらかじめご了承ください。

５　その他

・教科書は各自で準備をお願いします。（学校に予備がある場合には、貸与されます。)

・体験する時期によって、給食費や行事のための費用などが必要となる場合があります。

・学校における事故、怪我等については個人の責任において対応をお願いします。

・学校保健安全法の出席停止となる感染症にかかっている場合は登校できません。

・予定した期日に体験入学しなかった場合や、学校の運営上支障があると認められるときは、希望就学期間中であっても体験入学の許可を取り消すことがあります。

・結核高まん延国等での居住歴が過去３年以内に６か月以上ある場合、精密検査を受けていただき、結果が出るまで体験入学はできません。精密検査費用は保護者負担です。

・まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令され、深谷市が措置区域に該当する場合、受入れを中止します。

・厚生労働省が定める入国後の自宅等待機期間終了後からの受入れになります。

[問い合わせ]

深谷市教育委員会学校教育課

電　話：048-572-9578

ＦＡＸ：048-580-3260

年　　月　　日

深谷市教育委員会　あて

申込者　住所

氏名

（連絡先）

体験入学申込書

このことについて、次のとおり体験入学の申込みをします。

１　体験入学者の氏名・性別

 　　　　　　　　　　　　　　　（性別：　　　　　　　）

２　体験入学者の生年月日

年　　月　　日　（　　　　才）

３　保護者氏名・続柄

(続柄：　　　　　)

４　体験入学希望校・学年

深谷市立　　　　　　　　学校・第　　　　学年

５　体験入学希望期間(原則として1か月以内)

　　　　年　　　月　　　日～　　　　　　年　　　月　　　日

６　体験入学者が日本で滞在する住所・電話・滞在先住所の世帯主氏名等

滞在先の住所：

滞在先の連絡先：

滞在先の世帯主氏名：

滞在先の世帯主等と体験入学者との関係：

緊急連絡先：

７　現在居住している国名・居住期間

　国名：　　　　　　　　　　期間：　　　　年　　月～　　　　年　　月

年　　月　　日

深谷市立　　　　　　　　学校長　様

体験入学のための誓約書

(体験入学者氏名)　　　　　　　　　　　　　　　　　が貴校に体験入学をするにあたり、保護者である(保護者氏名)　　　　　　　　　　　　　　　が、体験入学に係る事故等全ての責任を負います。

学校の運営上支障があると認められるときは、希望体験入学期間中であっても体験入学の許可を取り消される場合があることを承諾いたします。

 給食費等の費用を期限内に納付することを誓約いたします。

保護者住所(居住する国名・都市名)：

保護者氏名：